

酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書の記載要領

- 1 この異動書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により、
役員の氏名、住所及び資格に異動がある場合に使用してください。
- 2 この異動書は、通常総会終了の日から 2 週間以内に次の区分により提出してください。

区 分	届 出 者	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を 超える地域をその地区とする酒類業 組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1) 以外の酒類業 組合で一的都道府県の区域又は一の 都道府県の区域よりも広い区域をそ の地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄 する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、 当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、そ の連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(3)	(1) 及び (2) 以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署 長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業 組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の 所轄税務署長)